

## 小松島市緊急持続化給付金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、厳しい経営環境にある事業者に対し、事業活動の継続を図るため、小松島市緊急持続化給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人においては、総収入のうち事業収入が占める割合が2分の1を超える者）、特定非営利活動法人又は市長が特に認める者をいう。

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、小松島市に本社を有する法人又は小松島市に住所若しくは事業所を有する個人である者で、今後も事業活動を継続する意思のある者とし、次に掲げる事項のすべてを満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 法人においては、平成31年3月以前から当該事業により事業収入を得ており、申請日直近の決算年度における年間売上とその前の決算年度における年間売上と比較して20%以上かつ20万円以上減収していること。ただし、市長は、直近の決算年度で令和2年3月以前の月が含まれる場合は、当該決算年度期間中の令和2年4月以降の期間の売上を当該期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数をもって、直近の決算年度における売上とみなすことができる。また、その前の決算年度についても令和2年4月以降の月が含まれる場合は、当該決算年度期間中の令和2年3月以前の期間の売上を当該期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数をもって、その前の決算年度における売上とみなすことができる。

イ 個人においては、平成30年12月以前から当該事業により事業収入を得ており、令和2年における年間売上と令和元年における年間売上と比較して20%以上かつ20万円以上減収していること。

(3) 市税の滞納その他、市に対する債務の不履行がない者

(4) 暴力団（小松島市暴力団排除条例（平成24年小松島市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない者

(5) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者

(6) 法人の役員が暴力団員でない者

(7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと

(9) 農林漁業者でないこと

(10) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行ってない者  
(給付金の額)

第4条 給付金の給付額は、次の表に掲げるとおりとする。

比較減少額	給付額 (円)
20万円以上～ 100万円未満	25,000
100万円以上～ 200万円未満	50,000
200万円以上～ 300万円未満	100,000
300万円以上～ 400万円未満	150,000
400万円以上～ 500万円未満	200,000
500万円以上～ 600万円未満	250,000
600万円以上	300,000

(給付額の上限)

第5条 前条の規定により支給する給付金の上限の金額は、次のとおりとする。

(1) 第2条に規定する中小企業者等のうち法人は30万円とする。

(2) 第2条に規定する中小企業者等のうち個人は15万円とする。

(給金の支給回数)

第6条 給付金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(申請期限)

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小松島市緊急持続化給付金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 法人については、直近の決算年度とその前の年度の事業収入のわかる法人税確定申告書別表1、法人事業概況説明書の写し(受付日等が確認できるもの)

(2) 個人については、令和元年及び令和2年の確定申告書、青色申告決算書若しくは、収支内訳書の写し(受付日等が確認できるもの)

(3) 誓約書兼同意書(様式第2号)

2 その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第8条 前条の申請の期限は、令和3年9月27日までとする。

(給付金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の申請を受けたときは、その内容を審査した上で、支給又は不支給を決定し、小松島市緊急持続化給付金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとし、給付金の支給決定者には、遅滞なく給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。(様式第4号)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。